



信託の設定とみなし贈与をめぐる 税務留意点（上）

税理士法人 UAP
税理士・公認会計士
後 宏 治

◆ はじめに

名古屋地裁は本年3月24日、原告（米国籍）Xの祖父Aが米国において原告を受益者とする信託を設定した行為に贈与税を課することができるか否かをめぐる争いで、Xは「受益者」に当たらず贈与税は課税できない旨の判決を下し、注目を集めている。

大手教育系出版社「甲出版」（本社・名古屋市）の創業者である元会長のAは、平成16年8月、生まれたばかりの孫Xの父Bを被保険者、受託者Cを保険契約者・保険金受取人とする生命保険を使った信託を設定、その一時払保険金の原資としてスイスにあった米国債500万米ドルを寄託した。契約書によれば、受託者Cは自己の裁量により、Xの教育費、生活費等を信託の元本及び収益から支払うとされた。

課税庁は平成19年1月、この信託について、相続税法旧4条（信託受益者へのみなし贈与規定、現9条の2）により贈与に当たるとして、約3億1,000万円の贈与税及び無申告加算税の決定処分を行った。

今回の名古屋地裁では、①本件信託は生命

保険の被保険者であるBが死亡するか満期（2072年）を迎えるまで利益を受けることができないこと、②Cが信託財産の分配に関して裁量権を有しており、限定的指名権者においてX以外の者を受益者と指名することも可能であることから、Xは本件信託の設定時において、信託の利益を現に有する地位にあるとは認められないと判断した。その結果、Xは相続税法旧4条の「受益者」には該当せず、贈与税を課することはできないとして、納税者の主張を全面的に認めた。

本件は孫への信託設定を通じた相続税の節税スキームであり、信託の設定とみなし贈与の認定をめぐる事件としてはリーディングケースともなる判決である。

そこで、本稿では、本判決の事案の概要と判決の要旨を紹介した上で、信託設定時における税務上の留意点を解説していく。

I ◆ 名古屋地裁平成23年3月 24日判決

1 ● 事案の概要

本件は、原告の祖父が米国ニュージャージー

一州法に準拠して、米国籍のみを有する原告 X を受益者とする信託を設定したところ、処分行政庁が、この信託行為につき、改正前旧相続税法 4 条 1 項を適用して贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分をしたので、原告が、その取消しを求めた事案である。

非上場会社の創業者である祖父 A は、かねてから自分の相続対策に関心があり、海外生命保険を利用した節税等を検討していたところ、専門家からの助言を得て、平成 16 年 8 月、解約変更不可能型の永久信託（以下「本件信託」という）を米国にて設定し、本件信託において子供 B を被保険者とする生命保険を購入し、米国籍のみを有する米国居住の孫 X（0 歳）を当初の受益者とする信託の設定を実行した。

本件信託は、祖父の子孫らの利益のために設定され、その信託主目的は、受益者の財政的な要求を満たす流動性を提供するため、委託者 A の死亡時に本件信託により企図される利益を積み立てることであった。本件信託では、「この目的のためには、信託財産を生命保険証券で運用することが最善である」という委託者 A の確信が明らかにされていた。

委託者は祖父 A であり、本件信託に係る利益の一切を放棄し、本件信託の議決権及び変更権を一切保持しないこととされていた。なお、後述するように、委託者である祖父の子 B（原告である孫 X の父親）は、生命保険契約における被保険者であり、かつ、本件信託の限定的指名権者であった。また、同時に本件信託の投資顧問でもあった。

当初の受益者は、米国籍の孫 X である。すなわち、孫 X が生存する限りにおいて、受託者 C は自己の裁量において、教育、生活費等の孫の一定の目的のために妥当であると思われる金額を孫に支払い又は孫の利益の

ために利用することとされていた。つまり、信託からの利益については、孫 X は本件信託の裁量により、教育等の必要に応じて分配を受けるのみであり、分配を受けなかった未処分利益は元本に累積される定めになっていた。また、本件信託では、限定的指名権者（＝指定できる範囲が限定されている受益者指名権者）である子 B（＝孫 X の父）の指名より、孫 X 以外の他の子や孫が受益者となり利益の分配を受けることが可能となっている。なお、受益権の譲渡や担保提供は禁止されていた。

信託財産は、当初 500 万米ドルの米国国債であった。本件信託では、さまざまな財産で運用する権限が受託者に与えられていた。ただ、実際には、そのうちの 440 万米ドルは、信託設定の翌月に子 B を被保険者とする生命保険契約の一時払保険料として支払われ、残りの 60 万米ドルの米国債は将来の信託報酬等の費用の支払原資として留保された。

本件信託においては、投資顧問が指名され、子 B がその指名を受けていた。受託者 C が投資顧問の指示に従う場合には、本件信託の財産の運用結果に投資顧問が責任を持つことが明らかにされていた。

2 争 点

本件の争点は、①本件信託の設定行為が旧相続税法 4 条 1 項にいう「信託行為」に当たるかどうか、②原告である孫 X が同条 1 項にいう「受益者」に当たるか否か、③本件信託が生命保険信託に当たるか否か、④原告 X が相続税法 1 条の 4 第 3 号の制限納税義務者に当たるか否か、⑤本件信託財産が我が国に所在するものであるか否かである。

課税庁は、いずれの争点も課税要件該当性が肯定され、結果、祖父 A から孫 X への贈与が成立すると主張していたが、納税者はい

ずれも否定されると主張した。

これらの主張を踏まえ、名古屋地裁は、①の設定行為が旧相続税法4条1項の信託行為に当たると判断したものの、②の同条同項の「受益者」には当たらないと判断した。そのため、同地裁は、③～⑤の争点について検討するまでもなく、課税庁の処分を違法と結論付けた。

3 旧相続税法4条1項の「受益者」該当性

本件において主たる争点は孫Xの受益者該当性であるので、以下、この点について、判決が結論に至った論旨を概説する。

判決は、まず、贈与税の納税義務は「贈与……による財産の取得の時」に成立する旨が国税通則法15条2項5号に定められていることを指摘した上で、旧相続税法4条1項*1がみなし贈与の規定であることを踏まえ、他のみなし贈与に係る相続税法の規定を通覧し、贈与税の趣旨を「受贈者とされる者が贈与による利益を現に有することに担税力を認めて、これに対して課税する制度」であると説明する。

*1 旧相続税法4条1項は、「信託行為があった場合において、委託者以外の者が信託……の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があった時において、当該受益者、その信託の利益を受ける権利……を当該委託者から贈与……により取得したものとみなす」と定めていた。

そして判決は、この贈与税の趣旨から、旧相続税法4条1項にいう「受益者」とは、信託行為により、その「信託による利益を現に有する地位にある者」と解するのが相当であると判示する。

次に判決は、以下のような事実認定を行う。すなわち、信託契約に至る経過等や本件信託契約の内容に照らすと、本件信託は、①本件

信託財産を、Bを被保険者、Cを保険契約者兼保険金受取人とする本件生命保険に投資し、その死亡保険金をもって、受益者に利益を分配することを目的として設定されたものであり、②祖父Aから委託された信託財産である米国債は生命保険契約で運用することが想定されていたものであり、③受益者に分配することが予定されている信託財産は、Bが死亡（平均余命だと48年後）し又は保険契約が満期の時（68年後）に発生する死亡保険金である、とした。

最後に、判決は次のように結論付ける。すなわち、①「本件信託としては、本件生命保険の保険金が受領できる時、すなわち保険事故であるBの死亡した時又は保険期間が満了した時まで保険金を取得することはできず、本件信託設定時においては、受益者に対して分配することが可能となる資産を有していないことになる。そうすると、本件信託の受益者は、本件信託設定により直ちに本件信託から利益を得ることはできず、Bが死亡し、あるいは本件生命保険の満期が到来して初めて本件信託から利益を得ることが可能となることになり、また、孫Xは、「本件信託契約において第一次的には受益者とされているが、本件信託が受領した本件保険契約に基づく保険金を直ちに全額受領できるわけではなく、本件信託の裁量により分配を受け得るのみであり、しかも、限定的指名権者の指名により、原告以外の者が本件信託の利益の分配を受けることも可能である」ことから、これら事情を総合すれば、孫Xは、本件信託の設定時において、本件信託による利益を現に有する地位にあるとは認められない。

4 形式論と実質論

この判決の言わんとするところは、相続税のみなし贈与の規定は、利益を現に有する者

へ利益が移転することをとらえ、それが贈与ではないものの「贈与とみなす」とするものであって、利益を現に有していない者を「受贈者とみなす」わけではないということであり、利益を現に有しているかどうかは、形式的にとらえるのではなく、実質的にとらえるべきだということである（この考え方を以後、「現実利益移転テーゼ」という）。

本件において形式的に考えると、信託設定時に、祖父Aは米国債500万米ドルを委託し、その時の受益者は孫Xであるため、あたかも米国債500万米ドルを孫Xに贈与したと考えることもできる。

しかし、本件信託において、孫Xが現実に信託から分配を受けるのは、信託設定時ではまだ30代前半であった父Bが死亡した後（平均余命を考えると約50年後）か、2072年の満期後であり、しかも、その金額は受託者の裁量により不確定である。また、孫Xは限定的指定権者である父Bが別の者を受益者として指定することにより受益者でなくなることも考えられることから、判決では、実質的には利益を現に有していないと判定されたものである。

信託設定時において、孫Xはゼロ歳で、裕福な父母の扶養のもと祖父Aの援助は不必要だと考えることが現実的であることから、本件信託の目的が、父Bの死亡後に孫Xが困らないように祖父Aが資金の手当てを行うこと、さらに、孫Xが無事成長した後は、受益者を変更しより年少な別の孫を受益者とする、となっている点は、合理的であり、正当な目的であると考えられる。

そして、信託法制度は、これらの委託者の意図を実現するために柔軟な仕組みとして作られることが予定されていることを考えると、①正当な信託目的が他の手段では実現できない、ということと、②信託が柔軟である、と

いうことをつかまえて、本件信託設定行為を「通常あり得ない不合理な取引であり、租税回避である」と評価するべきではないであろう。

また、もしも、本件信託を租税回避だと考えるのであれば、現行相続税法のように想定される租税回避につきその防止規定を立法しておかねばならぬところ、その規定がなかった旧相続税法においては、法制度として存在していた本件信託の利用のされ方は、予定されていたものと考えらるべきであろう。

したがって、実質的な利益の移転に着目する「現実利益移転テーゼ」が旧相続税法4条1項の受益者の解釈として適当だとするならば、名古屋地裁の判決は妥当なものと考えられる。

II ◆ 問題の本質～将来の不確実な受益の評価

本件信託の問題の本質は何か、信託設定時の課税関係に議論をしまり、より一般化して、相続税法における課税上の問題を検討する。

既述のように、旧相続税法4条1項による「他益信託」の信託設定時の課税関係は、信託設定時の受益者が、委託者からの贈与により「受益権」を取得したとして課税され、以後は、信託財産を受益者が直接保有することとされている（設定時受益者課税）。

この場合、取得した「受益権」の時価の評価が問題となる。

受益権の時価に係る評価方法は財産評価基本通達*2において具体的に定められているが、その基本的な考え方は、原則的には、受益者が得る利益の現在価値がその時価になるというものである。

*2 財産評価基本通達202によると、信託の利益を受ける権利の評価は、次のようである。①元本と収益との

受益者が同一人である場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額によって評価する。②元本と収益との受益者が元本及び収益の一部を受ける場合においては、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額にその受益割合を乗じて計算した価額によって評価する。③元本の受益者と収益の受益者とが異なる場合においては、次に掲げる価額によって評価する。(イ)元本を受益する場合は、この通達に定めるところにより評価した課税時期における信託財産の価額から、(ロ)により評価した収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額、(ロ)収益を受益する場合は、課税時期の現況において推算した受益者が将来受けるべき利益の価額ごとに課税時期からそれぞれの受益の時期までの期間に應ずる基準年利率による複利現価率を乗じて計算した金額の合計額。

しかし、他益信託における将来受益者の受益の現実的可能性やその内容が、将来の予想困難な事実の発生や第三者（特に受託者）の裁量にかかっている場合には、設定時課税を行うために必要な受益権の評価が本質的に著しく困難（ほとんど不可能）^{*3}であると考えられる。したがって、設定時受益者課税の原則を貫こうとすると、適正な課税が不可能となってしまう。

*3 佐藤英明『信託と課税』（弘文堂、平成12年）259頁

本件信託において、孫Xが信託財産から分配を受ける時期は遠い将来であると予想され、その金額についても、教育、生活費、健康、慰安及び安寧のために妥当と思われる額が受託者の裁量によって決まる。さらに、限定的指名権者によって別の受益者が指名されると、孫Xは受益者でなくなる可能性もある。このように、孫Xが将来受益するであろう利益の価値は、信託設定時には、あまりにも不確実でその算定が不可能なものである。

将来受益価値の推算が不可能な場合の受益

権の評価について、課税庁は、設定時受益者課税の原則を貫くべく、孫Xが信託財産である米国債全部につき設定時に分配を受ける信託であると本件信託行為を解釈して、孫Xに全部課税を行ったが、名古屋地裁は、信託財産は受取生命保険金であり、その一部の分配を将来受けるにすぎないと信託行為を解釈したうえで、受益権の評価が困難であるという経済的実質を重視し、評価困難時の不利益は課税庁が負うべきだと考えて、孫Xは「信託による利益を現に有」しておらず、旧相続税法4条1項の受益者ではないと判断したと理解できる。

このように考えると、本件信託の問題の本質は、他益信託の場合で将来受益について不確実なときには受益権の評価が不可能であり、その不利益を課税庁が負うのか納税者が負うのか、という問題だということが分かる。

なお、この理解の背景には、「受益権の時価が適正に評価されて初めて、受益者が現に利益を有しているか否かについて判断できる」という命題が前提とされており、裏を返せば、受益者が現に利益を得ているというためには、受益権の適正な経済価値を把握し評価額で示すことが必要である、といい得ることに留意が必要である。

旧相続税法は、信託設定時受益者課税の他に、信託設定時における贈与税課税を行う規定が存在しなかった。したがって、本件信託のように、受益権の評価が不可能な信託については、贈与税等を課することができない。これらのことから、この問題への対応は旧相続税法では困難で、立法的な対応が必要だと指摘^{*4}が従前よりなされてきた。

*4 前掲*3・269頁。立法的対応として、信託設定時ではなく、現実の受贈時に贈与税を課する、などという方向があるとの見解が述べられている。

（うしろ・こうじ）